

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」および連邦法「ロシア連邦構成主体における公的権力体系の一般原則について」第14条の改正について

国家院（下院）採択 2023年5月23日

連邦院（上院）承認 2023年6月7日

第1条

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシア連邦の産業政策について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号41；2016、No. 27、掲載番号4298；2018、No. 27、掲載番号3943；2019、No. 31、掲載番号4449；2022、No. 41、掲載番号6952；No. 50、掲載番号8790）に以下の変更を加える：

1) 第3条に以下を内容とする第22項を追加する：

「22) ハイテク分野のテクノパーク—法人、個人事業主による、産業製品の生産ならびに（または）新しい製品、技術および（もしくは）サービスの市場への投入を可能にするための科学技術活動および（または）イノベーション活動および（または）情報技術分野の活動の実施を目的とする、ロシア連邦の法にしたがって設立される営利機関または非営利機関である管理会社によって管理される、テクノロジーインフラストラクチャー、輸送インフラストラクチャー、ユーティリティインフラストラクチャー、建物、建造物、施設の総体。」；

2) 第6条において：

a) 第1項第5号の「テクノパーク、」という文言のあとに、「ハイテク分野のテクノパーク、ハイテク分野のテクノパークの管理会社に、」という文言を追加する；

b) 第3項第4号の「および産業テクノパーク」という文言を「、産業テクノパークおよびハイテク分野のテクノパーク」という文言に差し替える；

3) 第7条において：

a) 第1項第5号の「テクノパーク、」という文言のあとに「ハイテク分野のテクノパーク、ハイテク分野のテクノパークの管理会社に、」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする第5項を追加する：

「5. 本条第1項第1号に定めるロシア連邦構成主体の法律およびその他の法令文書にしたがって定められる産業分野の活動促進策は、法人、個人事業主による、産業製品生産ならびに（または）新しい製品、技術および（もしくは）サービスの市場への投入を可能にするための科学技術活動および（または）イノベーション活動および（または）情報技術分野の活動の実施のためのもので、ロシア連邦の法にしたがって設立される営利機関または非営利機関である管理会社によって管理される、テクノロジーインフラストラクチャー、輸送インフラストラクチャー、ユーティリティインフラストラクチャー、建物、建造物、施設総体の管

理を行う管理会社が本連邦第19条の2にしたがって定められた要求事項に適合している場合に、当該管理会社に対して適用される。」；

4) 以下を内容とする第19条の2を追加する：

「第19条の2. ハイテク分野のテクノパーク

1. 連邦法、ロシア連邦大統領の法令文書およびロシア連邦政府の法令文書が定める産業活動促進策は、ハイテク分野のテクノパークの管理会社、ならびに法人、個人事業主による産業製品生産および（または）新しい製品、技術および（または）サービスの市場への投入を可能にするための科学技術活動および（または）イノベーション活動および（または）情報技術分野の活動の実施を目的とする、ハイテク分野のテクノパークの構成に含まれるテクノロジーインフラストラクチャー、輸送インフラストラクチャー、ユーティリティインフラストラクチャー、建物、建造物、施設を利用する法人、個人事業主に対しては、ハイテク分野のテクノパークおよびその管理会社がロシア連邦政府の定める要求事項に適合していることを条件として適用される。

2. ハイテク分野のテクノパークおよびハイテク分野のテクノパークの管理会社がロシア連邦政府の定めたハイテク分野のテクノパークおよびハイテク分野のテクノパークの管理会社に対する要求事項に適合しているか否かの確認は、管轄機関が、ロシア連邦政府の定めた方法によってこれを行う。

3. ロシア連邦構成主体の法令文書が定める産業活動促進策は、ハイテク分野のテクノパークの管理会社、ならびに法人、個人事業主による産業製品生産および（または）新しい製品、技術および（または）サービスの市場への投入を可能にするための科学技術活動および（または）イノベーション活動および（または）情報技術分野の活動の実施を目的とする、ハイテク分野のテクノパークの構成に含まれるテクノロジーインフラストラクチャー、輸送インフラストラクチャー、ユーティリティインフラストラクチャー、建物、建造物、施設を利用する法人、個人事業主に対しては、当該のハイテク分野のテクノパークおよびハイテク分野のテクノパークの管理会社が本条第1項に定める要求事項に適合している場合に、また、本連邦法第7条第1項第5号にもとづきロシア連邦構成主体が追加要求事項を定めている場合にはそれらの事項にも適合している場合に、ロシア連邦構成主体の法令文書の定める手順により、適用される。

4. ロシア連邦構成主体の域内におけるハイテク分野のテクノパークの新設および既存ハイテク分野のテクノパークの拡充は、ロシア連邦の科学技術発展戦略、ロシア連邦の空間的發展戦略ならびにロシア連邦の地域計画スキームおよびロシア連邦構成主体の地域計画スキームを考慮に入れたうえでこれを行う。」。

第2条

2021年12月14日付連邦法「ロシア連邦構成主体における公的権力の体系の一般原則について」（ロシア連邦法令集、2021、No.52、掲載番号8973；2023、No.1、掲載番号7；No.16、掲載番号2766）第44条第1項第145号に、「テクノパーク、」という文言のあとに「ハイテク分野のテクノパーク、ハイテク分野のテクノパークの管理会社に、」という文言を追加する旨の変更を加える。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年6月13日

第245-FZ号